



山形県  
認知症高齢者  
グループホーム  
連絡協議会

ご案内





# ごあいさつ

山形県認知症高齢者グループホーム連絡協議会  
会長 佐藤 裕 邦



当連絡協議会は、地域密着型サービスである認知症グループホーム事業所の連携を図ることを目的に平成12年12月に県内8つの法人で発足いたしました。現在、県内にある129事業所のグループホームのうち、107事業所が当会に加入し活動しています。

当連絡協議会の活動で特徴的なことは、会員事業所間の交換実習です。毎年70名近くのグループホーム職員が参加し、お互いの事業所の良いところを見つけ合い、自分の事業所で取り入れられることなどを見つける実習となっております。

県内3つのブロック会活動も盛んに行われ、研修の開催や事業所交流、(委託による)認知症カフェの運営などブロック会独自の活動を通し、事業所間の連携をより密に図っております。また、平成19年から毎年開催している「山形県グループホーム大会」は、会員のみならず行政や外部評価機関等からも参加頂き、交換実習の活動報告や事業所自慢はグループホームのPRにも繋がる良い機会となっております。

こうして磨かれたケア知識は、運営推進会議を通し地域へも発信され、「地域に開かれた施設」として貢献するために尽力して参りました。

今後、認知症の人が700万人になると予測される中、認知症グループホームは「認知症ケアの切り札」となり、さらに「地域に開かれた施設として活動していくためにも、これからも会員一同となり研鑽を積み、地域での認知症ケアを支えていく所存でございます。

# 県内各地域の見所

十六羅漢岩 (遊佐町)



羽黒山五重塔 (鶴岡市)

## 庄内地域



山居倉庫 (酒田市)



庄内映画村 (鶴岡市)



舟下り (戸沢村)



新庄まつり (新庄市)

## 最上地域



前森高原 (最上町)



銀山温泉 (尾花沢市)



東沢バラ公園 (村山市)

## 村山地域



山寺 (山形市)



上山城 (上山市)



花笠まつり (山形市)



ダリヤ園 (川西町)

## 置賜地域



小野川温泉 (米沢市)



上杉神社 (米沢市)





# も く じ



●グループホームとは .....	04
●グループホームの特徴 .....	05
●事業所紹介	
●村山地域	
山形市 .....	06
寒河江市 .....	09
上山市 .....	10
村山市／天童市 .....	11
東根市 .....	12
尾花沢市／山辺町／中山町／河北町 .....	13
朝日町／大江町／大石田町 .....	14
●最上地域	
新庄市／最上町 .....	15
戸沢村 .....	16
●置賜地域	
米沢市 .....	17
長井市／南陽市 .....	18
高島町／小国町／川西町 .....	19
●庄内地域	
鶴岡市 .....	20
酒田市 .....	23
三川町／庄内町 .....	25
遊佐町 .....	26
●活動紹介 .....	27



# グループホームとは

## 歴史

認知症高齢者を対象としたグループホームは、1980年代に認知症緩和ケアの大家であるバルブロ・ベック・フリース博士が、民家を借りて認知症高齢者と共同生活を始めたのがその発祥とされています。日本のグループホームもスウェーデンに倣って導入されました。

厚生省（現厚生労働省）のモデル事業を経て、1997年に老人福祉法に基づく『痴呆対応型老人共同生活援助事業』が制度化され、その後、2000年に介護保険法が施行され、『痴呆対応型共同生活介護』として全国に普及していきました。

現在の正式なサービスの名称は『認知症対応型共同生活介護』、一般的には『グループホーム』と言われております。

## 法令で定める基本方針

介護保険法に基づく厚生労働省令 第89条において、グループホームの基本方針を『指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない』と定めております。

## 利用できる方

下記1～3の全てを満たす方（詳細は各事業所にご確認ください）。

1. 要支援2～要介護5の認定を受けている
2. 認知症の診断を受けている
3. 利用を希望するグループホームが所在する市町村に住民票がある



# グループホーム の特徴

## 1 少人数での共同生活

利用者様5名～9名を共同生活単位(1ユニット)として、その人(利用者様)らしい暮らしを大切にしつつ、共にかかわり、共に支え合う生活を支援させていただきます。



## 2 プライバシーの確保

共同生活住居ではありますが、居室は全て個室であり、利用者様ごとにプライバシーが確保されたスペースが準備されております。ご自宅等から思い出の品々をお持ちいただいていることも多いようです。



## 3 個々の『力』を最大限生かす自立支援

失った『力』についての支援を行わせていただきながら、現存する『力』を最大限生かし、利用者様個々の能力に応じた自立した生活を支援させていただきます。



## 4 中間施設

在宅と介護施設の中間施設として、家庭的な雰囲気の中で必要な支援を受けつつ、食事の支度や掃除、洗濯等を利用者様とスタッフが共同で行います。



## 5 介護施設として最高水準の人員配置

日中は利用者様3名に対してスタッフ1名以上、夜間帯は1ユニット(利用者様5名～9名)に対しスタッフ1名の手厚い人員配置を行っております。



## 6 サービスの質と透明性

定期的に都道府県が定める評価機関からの評価を受けることが義務付けられております。この評価は『外部評価』といわれ、評価の結果については公表されております。また、『運営推進会議』といわれる、地域代表者・民生児童委員・市町村職員・地域包括支援センター職員・利用者様・利用者のご家族様等から構成される会議を定期的に行い、運営状況をご報告させていただいたり、ご意見を頂戴致したりと開かれた施設運営を行っております。

## 7 地域密着型サービス

介護サービスの中で『地域密着型サービス』に分類されております。ご家族様・地域にお住まいの方々・ご友人・ボランティア・地域の学校の学生・etc …との交流を絶やさず、介護施設の利用者としてではなく、地域住民の一人として地域の活動に参加させていただくこともございます。



## 8 事業所内外での活動

事業所内での各種イベントや活動、ドライブ・買い物・外食・地域イベント参加等の外出しての活動を積極的に行っている事業所が多いのもグループホームの特徴です。

